

広報 すおう 大島

ひと・まち★きらり



3 月号

2014 (平成 26) 年
No. 114



2分の1成人式を開催

2月14日、大島文化センターにおいて2分の1成人式が開催されました。アトラクションでは、10歳を迎えた町内の小学4年生一人ひとりが『お母さんのようになりっぱな看護師になりたい。』『料理人になって自分のつくった料理を両親に食べてもらいたい。』といった将来の夢や目標を発表しました。

狂犬病予防注射と犬の登録を行います



犬の飼い主は、犬の登録（生涯一回）と、年1回の狂犬病予防注射を受けさせることが狂犬病予防法で義務づけられています。左記の日程で予防注射を行いますので、必要料金および町からお届けする通知書を持参のうえ受けてください。

なお、都合により受けられない犬は、獣医師のもとで受けてください。また、会場によっては状況により若干予定時間に差異が生じる場合がありますので、ご了承ください。

- 1 該当する犬 生後3か月以上の犬
- 2 料金（一頭あたり）

●登録済の犬 2950円

（内訳：予防注射代 2400円 注射済票 550円）

●未登録の犬 5950円（内訳：前記料金および登録料 3000円）

- 3 犬の所在・飼主が変更になった場合や犬が死亡した場合には、届出書を生活衛生課または各総合支所・出張所へ提出してください。
- 4 新しく犬を飼い始めた方、まだ登録が済んでいない犬を飼われている方は注

射実施までに生活衛生課または各総合支所・出張所で登録を行ってください。

■問い合わせ 生活衛生課 ☎0820(79)1010

平成26年度 狂犬病予防注射日程

4月14日(月)	8:50~8:55	家房停留所
	9:00~9:10	出井停留所
	9:15~9:20	津海木消防機庫
	9:25~9:40	役場沖浦出張所
	9:45~9:55	横見集荷場前
	10:00~10:10	日見公会堂
	10:15~10:25	志佐老人憩いの家
	10:30~10:55	山口大島農協選果場(小松)
	11:00~11:10	志駄岸神社駐車場
	11:15~11:25	小松港
	11:40~11:45	奥畑停留所
	11:50~11:55	檜原停留所
	12:00~12:05	旧神領停留所
12:10~12:25	旧屋代小学校入口	
12:30~12:50	大島庁舎前公園	

4月15日(火)	8:35~8:40	三浦寺家橋
	8:45~9:05	役場蒲野出張所
	9:10~9:15	西の郷浜老人憩いの家
	9:30~9:45	役場椋野出張所
	9:55~10:55	久賀健康管理センター
	12:00~12:05	樽見渡船待合所
	12:20~12:25	江ノ浦渡船待合所

4月16日(水)	8:50~8:55	秋集荷場前
	9:00~9:05	吉浦集荷場前
	9:10~9:30	庄集荷場前
	9:35~9:50	三ツ松区民会館
	9:55~10:20	橘庁舎
	10:25~10:35	原区民会館
	10:40~10:50	安高米穀店横
	10:55~11:00	鹿家集荷場前
	11:10~11:30	油良集荷場前
	11:40~11:45	長浜集荷場前
	11:50~12:00	しらとり苑横
	12:05~12:15	日前郷集荷場前
12:20~12:35	役場日良居出張所	

4月17日(木)	8:50~8:52	馬ヶ原集荷場前
	9:05~9:15	油宇集会施設
	9:20~9:30	役場油田出張所
	9:35~9:37	日向泊漁港荷揚場
	9:47~9:50	小伊保田集荷場前
	10:00~10:10	役場和田出張所
	10:15~10:20	内入集荷場前
	10:25~10:30	小泊集荷場前
	10:35~10:40	和佐公民館
	10:45~10:45	神浦集荷場前
	10:55~11:15	東和総合支所
	11:25~11:27	小積集荷場前
	11:30~11:30	大積集荷場前
	11:40~11:45	佐連会館
	11:50~11:50	地家室集荷場前
	12:00~12:02	伊崎集荷場前
	12:10~12:20	役場白木出張所
	12:25~12:35	船越集荷場前
12:40~12:50	西方集荷場前	

ペットは正しく飼いましょう！！ 犬・ネコに関する苦情が増えています

▼犬の飼い主の方へ

- ◇犬のフンの放置に対する苦情が後を絶ちません。散歩中に、フンをしたら袋などに入れて必ず持ち帰りましょう。
- ◇放し飼いは禁止されています。散歩中も必ずつなぎましょう。
- ◇生後3か月以上の犬は、「登録」と毎年1回の「狂犬病予防注射」が義務付けられています。
- ◇死亡したとき、または飼主や住所が変わったときは、届出が必要です。
- ◇迷い犬を防ぐためにも、首輪に鑑札を付けましょう。

▼猫の飼い主の方へ

- ◇他人の家にフンや尿をしたり、車に上がってキズをつけたりしていませんか。猫の健康や安全のためにも、できるだけ屋内で飼いましょう。
- ◇繁殖を望まない場合は、不妊・去勢手術をしましょう。
- ◇迷い猫を防ぐためにも、名札を付けましょう。

◎野良猫へのエサやりについて

無秩序な野良猫へのエサやり行為は、かわいそうな猫を増やすだけでなく、ノミの発生や悪臭等環境を悪化させることにつながります。一時的な感情で野良猫にエサを与えることは絶対にやめてください。

▼家庭ごみの減量と分別にご協力をお願いします▼

◆ごみ処理にかかる費用

平成 24 年度において周防大島町のごみ処理にかかった費用等は次の表のとおりです。この費用を町民一人当たりに換算すると年 1 万 2, 1 0 8 円になります。

この処理費用は、町民の皆さんの税金でまかなわれています。ごみの量が増えると収集や処理の経費も増えることになります。「必要としないものは買わない、求めない。」という考えでごみの減量化に心がければ、それだけで費用が軽減できます。

◆ごみ出しのルール

①正しく分別していない場合や収集日時を間違えた場合は、収集しません。注意事項を記載した貼り紙をしていますので、持ち帰って正しく分別して次回の収集日に出してください。

②ごみの排出は指定袋を使用し、必ず氏名を記入してください。

※指定袋に入らないものは、縛って指定袋（氏名を記入したもの）を付けてください。

※ダンボール箱や指定袋以外のものに入れて出さないでください。

※可燃ごみの中に、ビンや缶などの不燃ごみは絶対に入れないでください。（最近多く見受けられます。）

③必ずお住まいの自治会で決められた「ごみステーション」を利用してください。

※ごみステーションの維持管理や運営は自治会や婦人会などで行っていますので、ごみステーションを維持管理している方や近所に迷惑をかけないようにしましょう。

④会社・飲食店・ホテル（旅館）・病院・商店などの事業活動に伴って生じた事業系ごみは、法律により事業者の責任と負担によって処理することが義務付けられていますので、町のごみステーションに出すことはできません。

詳しくは、「ごみ分別の手引き」をご覧ください。

ごみ処理にかかった費用		2億3,014万7千円
可燃ごみの量		4,965 t
不燃ごみの量	リサイクルした量	659 t
	リサイクルによる売却金	535万2千円
	最終処分した量	87 t

（平成 24 年度）

◆家電リサイクル券の料金変更されます。

消費税法改正に伴い、4月より郵便局で購入する家電リサイクル券の料金変更されます。また、町へ排出する場合の町収集運搬券の料金も変更になります。

※家電リサイクル券の必要な機器とは、家庭用のエアコン・テレビ・冷蔵庫・冷凍庫・洗濯機・衣類乾燥機です。

◆問い合わせ

○家庭ごみの出し方に関すること

生活衛生課 ☎0820(79)1012

○産業廃棄物の処理などに関すること

柳井環境保健所生活環境課 ☎0820(22)3631

2月23日執行 山口県知事選挙結果

候補者氏名	得票数
村岡 つぐまさ	6,009
たかむら 勉	2,126
ふじい 直子	841

当日有権者数	16,273
投票総数	9,103
有効投票数	8,976
無効投票数	127
投票率	55.94%

平成26年度鳥獣被害防止総合対策 ～国の交付金による事業～

この事業は、有害鳥獣（イノシシ等）からの被害防止を目的とし、集団農地へ設置する防護柵資材を支援するものです。

◆対象となる農地

3戸以上の耕作している集団農地が対象となります。

◆防護柵の種類

ワイヤーメッシュに限ります。

原則として防護柵の設置は自力施工です。

◆資材援助の方法

担当者が現地調査等を行い、国及び県へ申請し、決定を受けてから資材が配布されます。条件によっては、採択されない場合があります。

◆防護柵の管理について

防護柵施工後は、原則として農地の継続的な耕作を含め14年以上の管理が必要となります。

◆問い合わせ

農林課 ☎0820(79)1002

▼地域づくり活動支援事業

団体名・事業名	事業内容
NPO法人 ココロとカラダ健国会 ・夏は周防大島！待ちよるけ～！ふれあい健康づくり	住民の健康づくりとともに、地域の一体感や活性化を促すため、夏休みを中心に周防大島巡回ラジオ体操など子育て世代向けのイベントを企画・実施した。
周防大島みこす会 ・スマートバーベキューの普及による地域交流活性化事業	地域資源を生かしつつ、島民や島外の人々の交流を促進するため、島内でのバーベキューを軸としたイベントを企画・実施した。
島スタイル ・「Entre Student 2013」ハワイ移民の島発！キャリアデザインプログラム	周防大島を担う次世代の人材育成や高校生世代等の将来像の具体化を目的として、起業家からの講義、受講者の夢や目標についてのまとめ、発表等を実施した。

◆問い合わせ 政策企画課 ☎0820(74)1007

▼文化振興事業

団体名・事業名	事業内容
周防大島観光ボランティアガイドの会 ・ふるさと紙芝居	島を訪れる多くの観光客に、周防大島の文化に触れてもらい交流を深めるため、本町に伝わる昔話や伝説を題材とした、手作りの紙芝居を道の駅とうわ等で上演した。
NPO法人周防大島郷土大学 ・郷土の学習事業	真の郷土人としての資格を持ち、地域の振興・活性化に携わる人材を育成するため、郷土の歴史、産業、政治、社会、文化等にわたる講義を行った。
宮本常一資料保存研究協議会 ・物づくり企画展—船大工用具と木造船	民俗文化財の有効活用とその意義を啓蒙するため、本町の船大工用具や木造船のパネル展示、和船文化に関連する文化講演会を実施した。

◆問い合わせ 社会教育課 ☎0820(78)2205

平成25年度地域づくり活動支援事業・文化振興事業を
紹介します

町では、平成25年度に地域づくりや文化振興を目的とした事業を行う団体に対し、活動を支援するための補助金を交付する事業を実施しました。今月と来月の広報すおう大島で、採択・実施された13団体の事業を紹介いたします。なお平成26年度の募集につきましては、4月の広報で周知を予定しています。

未来へ繋ぐ！健康づくり ～5年後、10年後も魅力ある浮島を目指して～



今月は、昨年8月に実施した浮島健康調査の結果をふまえ、1月25日にこれからの浮島地区の健康づくりを話し合う健康座談会を開催した時のレポートを紹介します。

当日は、休漁日にも関わらず、10代～90代と幅広い年齢層の住民約70名の参加があり、活発な話し合いとなりました。講師の製鉄記念八幡病院副院長（高血圧センター長）土橋卓也先生が、健康維持に有効なのは「禁煙＞減塩＞運動＞節食＞節酒」の順であることや、高血圧の治療には家庭での血圧測定が重要視され、特に朝の血圧が大切であることなどの最新情報を説明すると、住民から、「仕事柄汗をかくので、栄養ドリンクやスポーツ飲料を飲んでもいいのか。」など多数の質問がありました。

《土橋先生のポイント解説》

- ①梅干し1個には500mlスポーツ飲料3本分の食塩が含まれている。梅干しや味噌汁を食べた時は、食塩は十分足りているので水分を積極的に摂取してほしい。
- ②栄養ドリンクやスポーツ飲料はカロリーがあるので、飲みたい時にはカロリーゼロの物を選んでほしい。
- ③食品のパッケージにある食品成分表を見る習慣をつけ、どのくらい食塩が含まれているのか知ってほしい。

周防大島町各地で減塩運動を展開中です。減塩運動の主役は、「あなた」です。5年後、10年後の自分や家族のため、町民がみんなでイキイキ輝き続けるため、今日から「ちょび塩」を合言葉にして、毎日の生活の中で健康づくりに取り組みましょう！！



▲1月25日 浮島での健康座談会

●ちょび塩クイズ

減塩運動PRのため、町内の機関に協力して頂き、「ちょび塩のぼり旗」を設置させてもらっています。町内何か所に設置してあるでしょうか？（答えは12ページに掲載）



◆問い合わせ 健康増進課 健康づくり班 ☎0820(77)5504

後期高齢者医療保険料の
年金天引き（特別徴収）4月開始について

後期高齢者医療保険料は、原則として介護保険料が差し引かれている年金からの天引き（特別徴収）により納めていただくようになります。次に該当する方は、4月に受給される年金から保険料の天引きが開始されます。

① 本年2月に年金から天引きされた方

② 昨年10月2日までに後期高齢者医療保険の被保険者となり、年金の受給額が年18万円以上の方（介護保険料と後期高齢者医療保険料の合計額が、年金受給額の2分の1を超えないとき）

※①②に該当していても、「国民年金」と「厚生年金」など複数の年金を受給している場合は、年金天引きとならない場合があります。

◆ 年金から天引きとなる方でも、口座振替による納付に変更することができます。口座振替に変更した場合、税申告での社会保険料控除は、口座振替により支払った人に適用されます。希望される方は、金融機関で口座振替の手続きをした後、役場健康増進課医療保険班または各総合支所・出張所の窓口で納付方法変更の申請を行ってください。（納付状況により変更できない場合もあります。）

◆ 問い合わせ 健康増進課 医療保険班
☎0820(77)5502

高額医療・高額介護合算療養費制度 についてお知らせします

ー 申請はお済みですか？ ー

この制度は、医療保険と介護保険の両方を利用して、自己負担が高額になっている世帯の負担を軽減するための制度です。

平成24年8月1日から平成25年7月31日までの計算期間で、対象になると思われる国民健康保険または後期高齢者医療制度加入世帯には申請書を送りしていますので、申請をお願いします。

なお、次に該当する方は、対象となっても確認ができません。そのため、お知らせすることができません。

- ①平成24年8月から平成25年7月の間に住所を変更された方(国民健康保険の場合は市町村を越えて住所を変更された方、後期高齢者医療保険の場合は都道府県を越えて住所を変更された方)
- ②他の医療保険から国民健康保険や後期高齢者医療保険に加入した方

これらに該当される方は、前住所や以前加入していた医療保険での自己負担額証明書が必要になります。ただし、申請をされても、限度額を超えない場合は不支給となります。

※被用者保険(職場の健康保険・共済組合など)に加入されている方は、ご加入の被用者保険の窓口にお問い合わせください。

■支給額算定方法

医療保険と介護保険の両方で自己負担があり、高額療養費などの給付を受けた後の医療保険と介護保険の自己負担の合算額が計算対象期間1年間で自己負担限度額を超えた額を7月31日時点の世帯単位で支給します。(同一世帯であっても他の医療保険に加入している方との合算はできず、加入している医療保険ごとに別々に計算します。)

■申請先 平成25年7月31日に加入している医療保険

■問い合わせ

健康増進課 医療保険班 ☎0820(77)5502

国民健康保険と後期高齢者医療保険に加入の皆様へ こんなときは、役場に届出が必要です

こんなとき	手続きに必要なもの	
	国民健康保険加入者	後期高齢者医療保険加入者
他の市区町村から転入したとき	転出証明書	転出証明書・負担区分証明書等(前住所地で申請し交付を受けた場合)
転出・転居・世帯変更するとき 世帯主や氏名等が変わったとき	保険証	保険証
修学のため別に住所を定めるとき	保険証・在学証明書	
社会保険を脱退したとき	社会保険を脱退した証明書	
社会保険に加入したとき	国保・社保両方の保険証	
子どもが生まれたとき	保険証・母子健康手帳	
加入者が死亡したとき	保険証・死亡を証明するもの	保険証・死亡を証明するもの
生活保護を受けなくなったとき	保護廃止決定通知書	保護廃止決定通知書
生活保護を受けるようになったとき	保険証・保護決定通知書	保険証・保護決定通知書
退職者医療制度の対象となったとき	保険証・年金証書	
交通事故など第三者から傷害を受け 保険証を使用したとき	保険証・交通事故の場合事故証明	保険証・交通事故の場合事故証明
保険証を紛失したとき	本人であることを証明するもの	本人であることを証明するもの
一定の障害がある65歳以上75歳未満の方で、 医療保険の変更手続きをするとき	〈国保から後期に変更の場合〉 年金証書、身体障害者手帳・医師の診断書等 障害の程度を確認できる書類・保険証	〈後期から国保に変更の場合〉 保険証
	国民健康保険と後期高齢者医療保険のどちらに加入するか選択できます。	

※必ず該当する方の印鑑を持参してください。代理申請の場合は、代理の方の身分を証明するものも持参してください。各種届出は最寄りの総合支所および出張所で手続きできます。

『70歳から74歳までの国民健康保険 被保険者に係る窓口負担について』

平成26年度から特例措置が見直されます

70歳から74歳の方の医療費の窓口負担（一部負担金割合）は、一定の所得がある方を除き、法律上2割となっていますが、国の特例措置でこれまで1割負担とされてきました。しかしながら、平成26年度から、より公平な仕組みとするため、この特例措置が見直されることになっています。

見直しに当たっては、高齢者の方々の生活に大きな影響が生じることのないよう、平成26年4月2日以降70歳の誕生日を迎える方から段階的に実施される（法定の2割負担に順次戻される。）こととなります（下記①参照）。

（なお、平成26年4月1日までに70歳の誕生日を迎えた方は、一定の所得がある方を除き、引き続き軽減特例措置の対象となります（下記②参照）。）

①平成26年4月2日以降に新たに70歳の誕生日を迎える方

（誕生日が昭和19年4月2日以降の方）

・70歳の誕生月の翌月（ただし、各月1日が誕生日の方はその月）の診療から、窓口負担が2割（※）になります。

（例えば、平成26年4月2日～5月1日に70歳の誕生日を迎える方は、5月の診療から2割負担になります。）

※一定の所得がある方は、これまでどおり3割負担です。

・なお、窓口負担には毎月の負担上限額が定められていますが、70歳から2割負担となる方は、69歳までと比べて上限額が下がります。

… 誕生月の下旬（ただし、1日が誕生日の方は誕生月前月の下旬）に「高齢受給者証」を随時送付しますので、病院・薬局にかかる際に必ず保険証と一緒に提示してください。

②平成26年4月1日までに70歳の誕生日を迎えた方

（誕生日が昭和14年4月2日から昭和19年4月1日までの方）

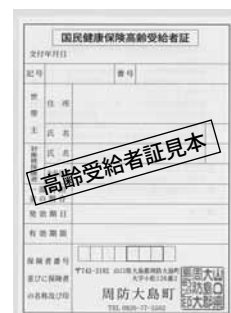
・平成26年4月以降も医療費の窓口負担は1割（※）のまま変わりません。

（平成26年3月2日～4月1日に70歳の誕生日を迎える方は、これまでの3割負担から1割負担になります。）

※一定の所得がある方は、これまでどおり3割負担です。

・窓口負担の毎月の負担上限額も変わりません。

… 特例措置により引き続き1割負担となる方に交付する「高齢受給者証」の記載事項（一部負担金の割合の欄の表記。）が、国の定めにより一部変更となります。3月下旬には、『2割（特例措置により1割）』と表示した新たな「高齢受給者証」を該当者の方へ送付しますので、ご確認の上、ご使用ください。



※これらの変更は、国の平成26年度予算成立後、正式決定されます。

◆問い合わせ 健康増進課 医療保険班 ☎0820(77)5502

野生鳥獣の捕獲は 原則禁止です

山口県では、愛玩を目的とした野生鳥獣の捕獲が禁止となっております。野生鳥獣とは、メジロやホオジロなどを含むすべての鳥獣です。

ただし、野外で野鳥を観察できない高齢者等に対し、自然とふれあう機会を設けることが必要である場合等は許可される場合があります。

また、狩猟や有害鳥獣の駆除などを行う場合も、行政機関の許可が必要です。

〈メジロの飼養登録について〉

現在、飼養登録されているメジロについては、その個体に限り引き続き飼養が可能ですが、毎年、飼養登録の更新手続きが必要です。

◆問い合わせ

農林課 農林振興班

☎0820(79)1002

4月1日から 家庭用パソコンの無料窓口回収を行います

周防大島町では、4月1日より使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律に基づき、家庭用パソコンを対象に生活衛生課(久賀東庁舎)および各総合支所(久賀、大島、東和、橘)窓口において無料回収を実施します。

次の条件をご確認いただき、窓口において回収依頼書(周防大島町ホームページでもダウンロードできます。)に必要な事項をご記入いただき、押印のうえ回収依頼をお願いします。

▼家庭用パソコンを回収する時の条件

①回収対象物

平成15年(2003年)9月以前に購入された家庭用として使用されたパソコン本体およびディスプレイ並びにパソコン本体を基調とした標準付属品のうちマウス、キーボード、ケーブル類です。(パソコン購入時期が不明の場合でも回収に応じます。)

※他市町から持ち込まれた家庭用パソコン等は回収しませんので、各市町の分別指導要領に沿って適正に処理を行ってください。また事業活動に伴い購入・使用したのものについては産業廃棄物に該当しますので、回収しません。産業廃棄物は事業者の責任において適正に処理をしてください。なお、マウス、キーボード、ケーブル類等、標準付属品のみの窓口回収は行いません。定期収集の各ごみに分別し、ごみステーションに出してください。

②個人情報

必ず家庭用パソコンに保存されている個人情報(住所・氏名・生年月日など)を全て消去した後に、回収を依頼してください。情報を消去されていない場合、回収しません。

③回収日時

平日の午前8時30分から午後5時15分まで

◆本町窓口以外で回収を希望される方

各メーカーまたはパソコン3R推進協会ホームページにお問合せください。

※各メーカーまたはパソコン3R推進協会に回収を依頼される場合、平成15年9月以前に購入された家庭用パソコン等は回収・リサイクル料金が必要になります。なお、料金概要は各戸配布の「ごみ分別の手引き平成25年4月改訂保存版」9ページおよび周防大島町ホームページに掲載しております。

○窓口で回収した家庭用パソコンはお返ししません。

◆問い合わせ

生活衛生課環境衛生班 ☎0820(79)1012

周防大島町ホームページ (<http://www.town.suo-oshima.lg.jp>)

パソコン3R推進協会ホームページ (<http://www.pc3r.jp>)

第18回サザン・セト 大島少年サッカー大会

◆開催日程・場所

○3月28日(金)

午前9時～開会式
(町内4会場)

午前9時30分～
予選リーグ

(町内4会場)

○3月29日(土)

午前9時～順位別リーグ
(町内4会場)

○3月30日(日)

午前9時～決勝順位決定トーナメント
(町内4会場)

午後2時30分～決勝戦

午後3時30分～閉会式

(町陸上競技場)

◆参加チーム 48チーム

◆問い合わせ 大会事務局

☎0820(78)5048



新入学時期の交通事故防止



●保護者の皆さんへ

▼通学路と一緒に歩いてみましょう

お子さんと一緒に通学路を実際に歩いてみて、危険な場所や安全確認が必要な場所を点検し、安全な通行方法をその場で教えましょう。

▼子どものお手本になりましょう

保護者の皆さんは交通ルールを守っていますか？子どもたちは大人の行動のまねをします。保護者自身が交通ルールを守り、いつもお子さんのお手本となる行動を心がけましょう。



●ドライバーの皆さんへ

▼子どもの急な飛び出しに注意しましょう

新年度が始まると、通学に慣れていない黄色カバーのランドセルを背負った新入生が通学します。予想外な行動に備え速度を落とし、動きに十分注意して運転しましょう。また、住宅や公園、学校などが立ち並ぶ生活道路では、子どもが急に飛び出して来ることがあります。生活道路を通行する場合は、スピードを控えて運転しましょう。



◆問い合わせ

周防大島幹部交番 ☎0820(72)0110 柳井警察署 ☎0820(23)0110

住宅用太陽光発電システム設置費の補助金を終了します

町では、国の補助金制度に準じ、国の補助金の交付決定を受け、町の補助金交付要綱の規定を満たした方を対象に住宅用太陽光発電システムの設置費用の一部を補助していますが、平成25年度をもって国が補助金の受付を終了することに併せ町の補助金制度を終了します。

ただし、平成25年度中に国に申請し、平成26年4月1日以降に国の補助金の交付決定を受け、町の補助金交付要綱の規定を満たした方については引き続き町の補助金を交付します。

◆問い合わせ 生活衛生課
☎0820(79)1012

未内定の新卒者・既卒者の皆さまへ

就職活動を継続されている今春卒業の新卒者・既卒者の皆さん、現在も就職活動にがんばっておられることと思います。ハローワークは最後まで皆さんを支援し続けますので、就職について知りたいこと、不安なこと、求人情報など、お気軽にお問い合わせください。

◆問い合わせ

ハローワーク柳井学卒担当
☎0820(22)2661

たけのこを出荷してみませんか！

山口県柳井農林事務所森林部

4月はたけのこの収穫の季節です。たけのこを出荷してみませんか。

発生したたけのこを放置すると、竹林は拡大し、隣接地や農地などに侵入していきますので、その駆除に苦勞されている方も多いと思います。

たけのこを掘って出荷すれば、竹林の拡大防止と、収入の一举両得です。ぜひ、出荷してください。

たけのこの掘取りには、唐鍬を使います。たけのこの腹面から鍬で掘り、地下茎の接合部のやや上から切断します。鍬傷を付けると商品価値が極端に落ちるので、傷のないたけのこを出荷してください。

掘り取ったたけのこは日光に当てないようにし、できるだけ早く選別を行い出荷します。今年の荷受けは、4月に入ってから週3回程度、農協の各支所にて荷受けされる予定です。

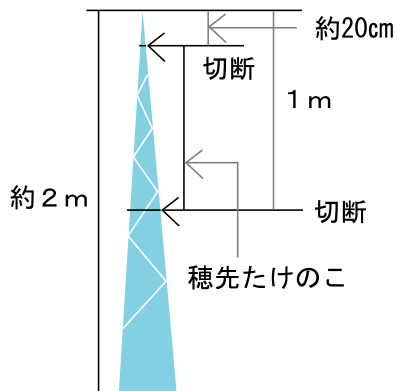
また、伸び過ぎたたけのこも、5月から「穂先たけのこ」として荷受けを行っておりますので、出荷してみてください。

穂先たけのこは、2mくらい伸びたたけのこをナタなどで切り、上1mくらいで切断します。その先端部20cmくらいのところをさらに切断すれば穂先たけのことして出荷することができます。出荷規格は表のとおりです。

たけのこ栽培などのお問い合わせは、お気軽に柳井(岩国)農林事務所森林部までお問い合わせください。

■問い合わせ 柳井(岩国)農林事務所森林部
☎0827(29)1565

穂先たけのこの収穫方法



たけのこ出荷規格

区分	長さ
規格	
小	25 cm以下 (コンテナの短辺に入るサイズ)
中	26 cm以上～45 cm以下 (コンテナの長辺に入るサイズ)



※出荷にあたっての注意事項

- 1 親根よりイボ2節以上から傷をつけないように掘り取り、必ずイボ1節を残して節間と平行に切断する。
- 2 上記以外は規格外品として受け入れる。

資料：日本果実工業(株)久賀工場

めざせ！ かっこいい 消費者

「プロ向けファンド」を販売する
業者に注意！

相談は山口県消費生活センター

☎083(924)0999

または町商工観光課

☎0820(79)1003

【相談】

突然自宅に投資組合を名乗る業者から、もうかるので投資をするよう勧誘の電話がかかってきた。また、金融庁に届出もしていると説明されたが、信用して大丈夫だろうか？

【ワンポイント講座】

金融庁や財務局等に届出をしている、あるいはファンドにプロ投資家が出資しているからと言って、業者やファンドに信用力があるわけではないです。また、プロ向けファンドは、プロ投資家を相手に販売・運用が行われるハイリスクで複雑な商品であり、投資経験の乏しい一般投資家が購入するようなものではありません。取引内容(ファンドの仕組み、投資内容、リスクなど)が理解できない場合は契約しないようにしてください。

【処理】
ファンドへの出資に関するトラブルの中には、一部の業者がプロの投資家向けのファンドを、高齢者を中心とする投資経験の少ない人に対して販売し、トラブルになっていくものがあるため、契約は慎重に行うよう助言した。

消費税率改正に伴いバス運賃を改定します

4月1日より実施される消費税率改正に伴い、バス運賃を改定します。

◆改定日 4月1日(火)

(例)

- ・大島駅前～大島庁舎前
 - ・大島駅前～周防久賀
 - ・大島駅前～町立橋病院
 - ・大島駅前～周防下田
 - ・大島駅前～奥畑
 - ・周防下田～本浦
- 1 1 1 1 1 1
0 0 0 0 0 0
6 5 1 0 6 3
0 7 3 6 9 5
0 0 0 0 0 0
円 円 円 円 円 円
↓ ↓ ↓ ↓ ↓ ↓
6 5 1 1 7 3
2 9 6 0 1 6
0 0 0 0 0 0
円 円 円 円 円 円

◆運賃変更額

区 別		現 行	変 更
初乗運賃	防長交通、奥畑線、白木線	160円	170円
	白木線他路線非競合区間	150円	150円
初乗り以降の区間		初乗超～490円	最大10円値上げ
		500円～850円	最大20円値上げ
		860円～1,200円	最大30円値上げ
		1,210円～1,540円	最大40円値上げ
		以降、消費税抜きの運賃額に108/100を乗じた額(10円単位に四捨五入)	

◆問い合わせ

防長交通(株)平生営業所
大島観光タクシー(株)
周防大島町商工観光課

☎ ☎ ☎
0 0 0
8 8 8
2 2 2
0 0 0
(7) (7) (5)
(9) (4) (6)
1 3 5
0 0 1
0 3 0
3 0 0

今回は高血圧予防に効果のある“カリウム”という栄養素についてお話しします。高血圧を進行させる原因の1つが食塩の摂り過ぎです。カリウムには摂り過ぎた食塩を尿として排出するのを促すはたらきがあります。高血圧予防のためには、カリウムが豊富に含まれる野菜を350g、果物を200g程度毎日摂取することがすすめられています。野菜の摂取量を増やすポイントとして、外食や市販の弁当を利用する時は定食や幕の内弁当のように野菜の料理も含まれている物を選んだり、サラダなどの野菜料理を必ず一緒に摂るようにしましょう。また、簡単に食べられるトマトやレタスを朝食に付け加える、みそ汁は野菜たっぷりの具たくさんにする、時間がない時は、冷凍野菜やカット野菜を利用する、など自分にできることから取り組んでみましょう。

今回はカリウムが豊富に含まれるかぼちゃを使った“かぼちゃの牛乳みそ汁”を紹介します。

周防大島町食生活改善推進協議会 大島支部 山田 政枝



かぼちゃの牛乳みそ汁



エネルギー 84kcal たんぱく質 3.3g 脂質 2.2g 食物繊維 1.8g
食塩相当量 0.6g

<作り方>

1. かぼちゃはわたを除き、1口大に切る。たまねぎは薄切りにする。
2. ねぎは小口切りにする。
3. 鍋にだし汁を沸かし、①の野菜を煮る。
4. かぼちゃがやわらかく煮えたら、牛乳を加えて混ぜ、みそを溶かし入れる。
5. 沸騰直前に火を止め、②のねぎを加える。

ほうでえ～

ありゃ～のう

周防大島町の話題



▲ ハーフマラソン
スタートの様子

▶ 2キロの部を走った後、ゴールする選手を笑顔で迎えるエリック・ワイナイナさん

2月2日、第30回サザン・セト大島ロードレース大会が町陸上競技場をスタート・ゴールとして開催され、2キロメートルのファミリーコースをはじめ、ハーフマラソンなどの10部門に3210人が健脚を競いました。
今年のゲストランナーはケニア出身でテレビでもおなじみのエリック・ワイナイナさん。ワイナイナさんは「海の景色を見ながら楽しく走ることができました。」と感想を話してくれました。

第30回サザン・セト大島ロードレース

3210人が健脚を競う

山口大学管弦楽団演奏会



▶ 山口大学管弦楽団の演奏で校歌を歌う児童。指揮者が久保田准教授。

2月22日、3月末で閉校する和田小学校で山口大学管弦楽団による演奏会が開催されました。
山口大学の久保田尚准教授が元和田小学校の教頭であった縁で開催されたもので、久保田准教授と学生の皆さんは2012年から毎年、和田小学校を訪れています。
演奏会では楽器の紹介やベートーヴェンの運命などが演奏されました。またアンコールでは管弦楽団の演奏にあわせ、和田小学校の校歌を会場に集まった皆さんと一緒に歌いました。

肺がん検診車が新しくなりました

2月3日、肺がん検診車が新しくなり、役場大島庁舎前でお披露目がありました。
新しい検診車は車全体にみかキン・みかトトが描かれています。
4月から町内の検診で使用されます。



【P5 ちよび塩クイズ答え：24か所です。
病院や農協などたくさんの機関に協力していただいています。ぜひ、1つでも多くのちよび塩のぼり旗を探してみてくださいね。】

椿や桜を植えました

2月27日、ボランティア団体「美しい三浦を創る会」が西三浦の国道沿いで第7回植樹祭を開催しました。



植樹祭には蒲野保育所の園児、三浦小学校の児童が参加し、園児・児童らが椿や桜の苗木106本を植えました。会長の吉兼洋一さんは「会員の皆さんのおかげできれいに整備することができました。今後景観をよくしていきたい。」と目標を語りました。

明新小学校屋内運動場が完成

2月28日、明新小学校屋内運動場の完成に伴い、竣工式が行われました。
新しい屋内運動場は鉄骨造平屋建てで、延床面積は約498㎡です。
照明はLED機器を使用し、ソフトバレーコート2面、ミニバスケットボールコート1面を確保し、教育環境の整った施設となっております。



▶ 竣工式の様子



地域おこし協力隊
三浦宏之

「お役に立てれば、幸いです。」 13

定住促進協議会日良居分室

☎0820(73)0234

2月は周防大島の自然を大切に思う大変興味深いイベントが数多く行われました。

周防大島ふるさとづくりのんたの会主催『竹問題講演会』景観生態保全論・柴田昌三教授のお話。里山救援隊による『延命の滝・里山里海ゼミナール』里山を舞台に「森は海の恋人」のフィールドワーク。美しい三浦を創る会の『美しい三浦の森づくり第7回植樹祭』は地域の子供達と椿や桜を植樹。国道沿いに海の景色が開けるとともに、新たに美しい森が生まれました。それら竹きり3団体の共催による「竹きり大会」では、竹の伐り方、運び方、片付け方などを実際の竹林に入り、汗をかき、学びました。

さらに、鳥スクエアでは、里海再生のスペシャリスト新井章吾さんによる海藻肥料のワークショップも。「捨てればゴミ、活かせば資源」とは、リサイクルや環境問題でよく使われる標語ですが、周

防大島が抱える多くの問題にもよくあてはまるような気がします。耕作放棄地、荒廃竹林、荒れた植林地、浜に打ち上げられる海藻や貝殻など、沢山の未利用資源があります。それらを活かした暮らしというものを考えていきたいと思っています。

そして、島の大切な資源、海の景観を美しくする活動「島くらす海そうじ」を毎月行っています。次回は、3月23日(日)午前8時より日前の白鳥ヶ浜を清掃します。ご近所にある島中小学校の駐車場を利用できますので、学校西側の正門集合でお願いします。雨天中止です。



▲2月22日
志佐で行われた竹きり大会の様子



お知らせのコーナー

農業担い手研修生を募集

周防大島町内で柑橘栽培を主体とした農業経営者になることについて強い意欲のある研修生を募集します。研修生は、山口大島農業協同組合の臨時職員として勤務しながら、研修を受けていただきます。採用については、書類審査、面接等により決定します。

■募集人員 若干名

■研修場所 山口大島農業協同組合

■研修期間・条件 4月～平成27年3月

山口大島農業協同組合の勤務時間に準じる。研修期間中は賃金を支給します。

■対象者 49歳未満

■受付期間 3月25日(火)までに履歴書を郵送または持参してください。

〒742-2301

周防大島町大字久賀5134番地 周防大島町役場産業建設部農林課 農林振興班
 ■申し込み・問い合わせ 農林課 農林振興班
 ☎0820(79)1002

等の事務処理(ワード・エクセルの出来る方)

■勤務場所 たちばなケアプラザ内

健康増進課 健康づくり班(西安下庄)

■勤務期間および時間 4月1日(火)～9月30日(火)

午前8時30分～午後5時15分 ※更新する場合もあります。

■申し込み方法

3月25日(火)までに履歴書を郵送もしくは持参してください。

〒742-2806

周防大島町大字西安下庄3920番地21

健康増進課 健康づくり班

■面接日・場所 別途通知します。

■申し込み・問い合わせ

健康増進課 健康づくり班
 ☎0820(77)5504

■勤務期間および時間 4月15日(火)～8月29日(金)

(※予定)

午前9時～午後3時 週3日程度(繁忙期には、週4日から5日の勤務となる

ことがあります。)

■申し込み方法

3月24日(月)までに履歴書を郵送もしくは持参してください。

〒742-2806

周防大島町大字西安下庄3920-3 周防大島町介護保険課 地域包括支援センター

■面接日・場所 別途通知します。

■申し込み・問い合わせ

介護保険課 地域包括支援センター
 ☎0820(77)5530

募集

周防大島担い手支援センター 臨時職員を募集

周防大島担い手支援センターでは、周防大島の農業活性化に意欲のある臨時職員を募集します。採用については、書類審査、面接等により決定します。

■採用予定人員 1名

■勤務場所 周防大島担い手支援センター

(周防大島町役場久賀庁舎内)

■職務内容

- ・就農塾の運営
- ・援農ボランティアの調整
- ・農地の調整

・窓口での受付、電話対応その他接客業務
 ※パソコンの基本操作が必要です。

■勤務条件

4月1日(火)～平成27年3月31日(火)

午前8時30分～午後5時15分(ただし、土・日・祝日・12月29日～1月3日を除く)

■受付期間 3月25日(火)までに履歴書を郵送または持参してください。

〒742-2301

周防大島町大字久賀5134番地 周防大島町役場産業建設部農林課 農林振興班
 ■申し込み・問い合わせ 農林課 農林振興班
 ☎0820(79)1002

健康増進課臨時職員募集

健康増進課 健康づくり班(西安下庄)

■勤務期間および時間

4月1日(火)～9月30日(火) 午前8時30分～午後5時15分

■申し込み方法

3月25日(火)までに履歴書を郵送もしくは持参してください。

〒742-2806

周防大島町大字西安下庄3920番地21

健康増進課 健康づくり班

■面接日・場所 別途通知します。

■申し込み・問い合わせ

健康増進課 健康づくり班
 ☎0820(77)5504

健康増進課 健康づくり班

■勤務場所

たちばなケアプラザ内

健康増進課

■勤務期間および時間

4月1日(火)～9月30日(火) 午前8時30分～午後5時15分

■申し込み方法

3月25日(火)までに履歴書を郵送もしくは持参してください。

〒742-2806

周防大島町大字西安下庄3920番地21

健康増進課 健康づくり班

■面接日・場所 別途通知します。

■申し込み・問い合わせ

健康増進課 健康づくり班
 ☎0820(77)5504

■勤務期間および時間

(※予定)

午前9時～午後3時 週3日程度(繁忙期には、週4日から5日の勤務となる

ことがあります。)

■申し込み方法

3月24日(月)までに履歴書を郵送もしくは持参してください。

〒742-2806

周防大島町大字西安下庄3920-3 周防大島町介護保険課 地域包括支援センター

■面接日・場所 別途通知します。

■申し込み・問い合わせ

介護保険課 地域包括支援センター
 ☎0820(77)5530

介護保険課臨時職員募集

介護保険課 地域包括支援センター(西安下庄)

■勤務場所

介護保険課 地域包括支援センター(西安下庄)

■勤務期間および時間

4月1日(火)から平成27年3月31日(火)まで

■申し込み・問い合わせ

介護保険課 地域包括支援センター(西安下庄)
 ☎0820(77)5530

月31日(火)

月曜(金曜(祝日を除く))

午前8時30分～午後5時15分

■申し込み方法

3月24日(月)までに履歴書を郵送もしくは持参してください。

〒742-2806

周防大島町大字西安下庄

3920-3 周防大島町介護保険課 地域包括支援センター

■面接日・場所

別途通知します。

■申し込み・問い合わせ

介護保険課 地域包括支援センター

☎0820(77) 5506

センター

自衛官募集

◎自衛隊幹部候補生

■応募資格

①20歳以上26歳未満の者(22歳未満の者は大卒(見込含))

■受付期限 4月25日(金)まで

■試験期日

1次 5月10日(土)・11日(日)

◎予備自衛官補

■応募資格

①一般 18歳以上34歳未満の者

②技能 18歳以上で国家免許資格等を有する者

■受付期限 4月2日(水)まで

■試験期日

4月11日(金)～15日(火)(いずれか1日を指定)

※詳細についてはお問い合わせ

ください。

■申し込み・問い合わせ

柳井市南町3丁目8番4号

荒田ビル2階

自衛隊山口地方協力本部

柳井地域事務所

☎0820(22) 8199

相談

「表示登記の日」無料登記相談会

山口県土地家屋調査士会

は4月1日の表示登記の日に土地建物の登記に関する無料相談会を行いますので、お気軽にご相談ください。

■日時 4月1日(火)

■場所 柳井市文化福祉会館

■相談内容

・土地 分筆、合筆、地目変更、土地の境界など

・建物 新築、増築など

■相談員 山口県土地家屋調査士会会員

※詳しくはお問い合わせください。

■問い合わせ

山口県土地家屋調査士会

☎083(922) 5975

法テラス設立8周年記念

無料法律相談会

■日時 4月18日(金)

午後1時30分から4時30分

■場所 山口県弁護士会岩国法律相談センター(岩国市錦見1丁目10-17)

■相談内容 借金・離婚・相続・労働問題等の民事一般

■定員 6名

※相談時間おひとり30分程度

■申し込み方法

事前に電話で予約してください。日本司法支援センター山口地方事務所(法テラス山

口) ☎050(3383) 5490

■受付時間

平日 午前9時から午後5時

■申し込み期間

4月8日(火)～

※定員になり次第締め切り

■問い合わせ

法テラス山口

☎050(3383) 5490

■司法書士による多重債務問題および相続登記等無料電話相談会

■日時 4月5日(土)

山口県青年司法書士協議会

相談会担当 石丸

☎0834(32) 9861

■お問い合わせ

山口県青年司法書士協議会

相談会担当 石丸

☎0834(32) 9861

■相談受付電話番号

☎0120(003) 821

■内容 クレジット・キャッシング等の多重債務問題や相続登記などの相続問題でお困りの方々に、手続のご説明やお近く司法書士事務所の紹介など、問題解決に向けてのご相談を受け付けます。

午前10時～午後4時

■お問い合わせ

山口県青年司法書士協議会

相談会担当 石丸

中小企業にお勤めの皆さん加入しませんか「ハートピア共済」小さな負担で大きな保障

加入できる方は、県内の中小企業の勤労者で、契約発効日の前日に健康な方です。特徴は、月々わずかな掛金で、死亡・障害・入院・住宅災害等の不測の事態に対してセットで保証し、さらに、結婚、出産、銀婚、小・中・高校入学祝にも給付します。

事業所での加入が困難な場合、従業員個人での加入も可能です。医療等の給付事業だけでは無く全国の宿泊施設利用料助成(1人2,000円)、人間ドック受診助成(1人1,000円～8,000円)、国家資格試験等受験料助成(1人2,000円～3,000円)などの特典もあります。

型式	月掛金(1人)	最高給付金額(交通事故) 死亡	加入年齢
1型	450円	240万円	満15歳以上満65歳未満 (4型は満50歳未満まで)
2型	900円	480万円	
3型	1,500円	720万円	
4型	2,000円	1,000万円	
高齢者型	450円	100万円	満65歳以上満71歳未満
ファミリー型	500円	200万円	0歳～満65歳未満 (子どもは、満25歳未満)

なお、事業所が従業員のために共済掛金を負担された場合は、損金または、必要経費として算入できます。詳しい保障の内容は、周防大島町勤労福祉共済会にお問い合わせください。

◆お問い合わせ 周防大島町勤労福祉共済会 (商工観光課)

☎0820(79) 1003

お知らせ

あなたの資産を

確認してください

～固定資産課税台帳の縦覧～

自分の所有している資産を
確認していただくために、固
定資産課税台帳を無料で見る
ことのできる縦覧を次のとお
り行います。

■縦覧期間

4月1日(火)～6月2日(月)

(ただし土曜日、日曜日、祝日
は除く。)

■縦覧できるもの(固定資産
課税台帳にかわるもの)

- ・土地価格等縦覧帳簿(所在、
地番、地目、地積、価格)
- ・家屋価格等縦覧帳簿(所在、
家屋番号、種類、構造、床面積、
価格)

※縦覧台帳は、旧町単位で作
成していますので、所在を確
認のうえ、該当の各総合支所
で縦覧してください。

■縦覧できる人、縦覧に必要
なもの

- ①固定資産税の納税義務者
(ただし、土地(家屋)のみを
所有している者は、家屋(土
地)の縦覧ができません。)

- ・必要なもの
納税通知書・課税明細書等
と印鑑
- ②納税管理人(代理人)
・必要なもの

納税通知書・課税明細書等
と印鑑(納税者から委任が
あったものとして扱う。)

※納税者と同居の親族も同様
に取り扱います。

■縦覧料

無料

■時間

午前8時30分～午後5時
15分

■場所

久賀・大島・東和・橘各総
合支所

■問い合わせ

税務課 課税第2班
☎0820(74)1008

ひとり親家庭高等技能訓
練促進費等事業のお知らせ

看護師等経済的自立に効果
的な資格を取得するため2年
以上養成機関で修業する場合
に、生活費の負担軽減のため
高等技能訓練促進費を支給す
るとともに、養成課程の修了
後に入学支援修了一時金を支
給します。

一人権相談所を開設します

人権相談所では、人権問題、土地、家屋、金銭
貸借、離婚などの生活上の心配事の相談を受けて
います。

◆常設人権相談所

法務局では毎日(休日を除く。)人権相談に応じ
ています。

山口地方法務局岩国支局 ☎0827(43)1125
岩国市錦見一丁目16-35
午前8時30分～午後5時15分

◆特設人権相談所

町内にて毎月一回一会場(9時30分～正午)に
て、地域の人権擁護委員による特設人権相談所が
開催されています。

－平成26年度計画－

- 久賀総合センター
・4月7日(月)・8月4日(月)・12月8日(月)
- 大島庁舎
・5月12日(月)・9月1日(月)・1月5日(月)
- 橘総合センター
・6月2日(月)・10月6日(月)・2月2日(月)
- 東和総合センター
・7月7日(月)・11月10日(月)・3月2日(月)

◆問い合わせ 福祉課 ☎0820(77)5505

■対象者

町内に居住する母子家庭の
母または父子家庭の父で、次
のすべての要件を満たす方
・児童扶養手当の支給を受け
ているか、同様の所得水準に
ある方

■対象となる資格

- ・看護師・准看護師
- ・介護福祉士
- ・保育士
- ・理学療法士
- ・作業療法士
- ・町長が町の実情に応じて認
める資格

■訓練促進費の支給額および
支給対象期間

修業期間の全期間(上限2
年)に支給します。

- ・高等技能訓練促進費
- ①町民税非課税世帯

■訓練促進費を受けるための
手続き

高等技能訓練促進費を希望
される方は、事前相談が必要
です。面談により、資格の取

月額10万円

②町民税課税世帯

月額7万5000円

・入学支援修了一時金(修了
後支給)

①町民税非課税世帯

5万円

②町民税課税世帯

2万5000円

得見込みや生活状況の聴取等を行います。

■問い合わせ
福祉課

☎0820(77)5505

就学援助費・就学奨励費
交付申請について

■対象

・就学援助費
町内小中学校児童・生徒の保護者で、経済的な理由により就学援助を希望される人
・就学奨励費
特別支援学級へ就学している町内小中学校児童・生徒の保護者で就学援助を希望される人

※ただし、認定条件がありますのでお尋ねください。

■交付内容

学用品費・修学旅行費・学校給食費など

■申請期限

4月18日(金)

(年度の途中でも申請の受付を行います。認定となった場合は提出した日から援助対象となります。)

■申請方法

教育委員会学校教育課または、各公民館に所定の様式により申請してください。

(継続を希望される人も、改めて申請が必要です。)

■申請に必要なもの

印鑑・生計を同一にする世帯全員の平成25年度課税証明書(ただし、平成25年1月1日現在、町内に住所を有する方は必要ありません)・児童扶養手当証書の写し(該当者は必ず添付)・振込先口座

■問い合わせ

教育委員会 学校教育課
☎0820(78)2204

催し

周防大島高校吹奏楽部
第5回定期演奏会

地域福祉のためのチャリティコンサート

周防大島高校吹奏楽部は今年も定期演奏会を開催します。日本の愛唱歌からクラシック、ジャズ、最近のポピュラー曲まで、バラエティ豊かなプログラムをご用意しております。地域の皆さまに楽しんでいただけるよう精一杯頑張りますので、ぜひ会場にお越しください。

なお、車椅子のお客様は前もってご連絡をいただけましたら、お席をご用意いたします。

■日時

3月23日(日)

午後1時開場

午後1時30分開演

■入場料 無料

■会場 橘総合センター

■主催

周防大島高等学校

■共催

町文化振興会橘支部

■後援

周防大島町教育委員会

周防大島町社会福祉協議会
山口県吹奏楽連盟
山口県吹奏楽連盟光・柳井地区

■賛助出演

安下庄中学校吹奏楽部

■曲目

「春に寄せて」風は光り、春はひらめく(県吹奏楽コンクールC部門金賞受賞曲)、「日本の四季(春)」早春賦、花など「演歌メドレー」ほか

■問い合わせ

周防大島高等学校 井ノ上
☎0820(77)1048

春休み子ども50円バスを実施

将来的な路線バスの利用促進を図る取り組みとして、春休みの長期休学期間における子ども一律50円運を実施します。

- ◆対象期間 3月21日(金)～4月7日(月)
- ◆対象路線 防長交通(株)が運行する県内一般乗合路線
※高速バス、空港連絡バス、岩国市由宇町内の路線は除きます。
- ◆対象者 小学生以下の児童・幼児
- ◆運賃額 全区間一律で1乗車につき50円
※ただし1歳未満の小児は無賃。1歳以上6歳未満の小児は、同伴する6歳以上の旅客1名につき1名無賃。
- ◆注意点
・障害者割引等、他の割引制度との併用はできません。
・運賃のお支払いは現金に限ります。バスカード、回数券でのお支払いはできません。

- (例) 平野から徳山まで行く場合
- ・周防平野～大島駅前 50円
 - ・大島駅前～柳井駅前 50円
 - ・柳井駅前～徳山駅前 50円
- 合計150円で到着

◆問い合わせ 防長交通(株)平生営業所
☎0820(56)5100



▲昨年の定期演奏会

島のくらしをおすそわけ
「春コース」

○健康茶&素朴なお菓子づくり

・日時

4月2日(水)

午後1時30分～3時30分

・場所

しまとびあスカイセンター

(小松)

・体験料 500円

・受入人数 10人

・募集締め切り 3月24日(月)



▲昨年の様子

○茶がゆと山菜料理づくり

・日時

4月17日(木)

午前10時～午後2時

・場所

久楽会館(久賀)

・体験料 1000円

・受入人数 5～6人

第19回
瀬戸公園お花見ライトアップ

電飾ちようちんでライトアップされた桜をお楽しみください。

◆期間 3月下旬～4月中旬(予定)

◆時間 午後6時～9時

※点灯の時間を過ぎるとタイマーで自動的に消灯しますので、ご注意ください。

周防大島町商工会青年部大島支部

農業者年金に加入しませんか?

○農業に従事されている方
誰でも加入できます。

60歳未満の国民年金第1号
被保険者(保険料納付免除者
を除く)であって、年間60日
以上農業に従事している方は
誰でも加入できます。配偶者
や後継者など家族農業従事者
の方も加入できます。

※農業者年金に加入される方
は国民年金の付加年金(付加
保険料月額400円)の納付
も必要となります。

○少子高齢化に強い年金で
す。年金資産は安全かつ効率
的な運用。

自ら積み立てた保険料とそ
の運用益により将来受け取る
年金額が決まる「積立方式(確
定拠出型)」の年金です。自分
が必要とする年金額の目標に
向けて、保険料を自由に決め
られ(月額2万円～6万7千
円)、経営の状況や老後設計に
応じていつでも見直せます。

○終身年金で80歳までの保証
付きです。

農業者老齢年金は、原則65
歳から生涯受け取ることが出
来ます。

仮に80歳前に亡くなられた
場合でも、80歳までに受け取
れるはずであった農業者老齢
年金の額の現在価値に相当す
る額が、死亡一時金としてご
遺族に支給されます。

○税の特例が用意されていま
す。

☆支払った保険料は、全額
(1人当たり最高年額80万4千
円)が社会保険料控除の対象
となり、所得税・住民税の節
税につながります。

☆保険料を農業者年金基金が
運用して得られる収益(運用
益)は非課税です。

☆将来受け取る農業者年金は
公的年金等控除の対象とな
り、65歳以上の方であれば公
的年金等の合計額が120万
円までは非課税となります。

○認定農業者など一定の要件
を満たす方には、保険料の国
庫補助があります。

認定農業者で青色申告をし
ている方やその方と家族経営
協定を結んだ配偶者・後継者
の方など一定の要件を満たす
方には、保険料の国庫補助(月
額最高1万円)があります。

加入時の年齢や必要な要件に
より、補助の金額や受けられ

る期間に違いがあります。

この国庫補助額は、農地等
の経営継承をすれば原則65歳
から特例付加年金として受給
できます。農地等の経営継承
の時期についての年齢制限は
なく、本人の体力などに応
じて受給の時期を決められま
す。

さらに詳細な農業者年金の
内容やご相談については、最
寄りのJAか農業委員会また
は農業者年金基金にお問い合わせ
ください。

◆問い合わせ

○周防大島町農業委員会
(農林課)

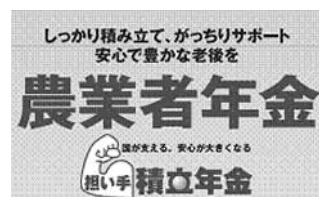
☎0820(79)1002

○独立行政法人農業者年金基
金(企画調整室)

☎03(3502)3942

http://www.nounen.go.jp/

○山口大島農業協同組合本所
または各支所



竜崎温泉温水プール指導日
(3月21日～4月20日)

実施日	
3月	25日(火)、26日(水)、27日(木)、28日(金)
4月	1日(火)、2日(水)、3日(木)、4日(金)、8日(火)、9日(水)、 10日(木)、11日(金)、15日(火)、16日(水)、17日(木)、 18日(金)

※ 65歳以上の方の介護予防や健康づくりを目的とした水中運動の指導を行っています。

指導時間は午前10時～午後3時30分です。

実施日等は事情により変更することがあります。

◆問い合わせ

介護保険課 地域包括支援センター
☎0820(77)5530

大島都市計画下水道(案)の縦覧

公共下水道事業(久賀・大島処理区)に関する大島都市計画下水道を決定するにあたり案の縦覧を行います。なお、縦覧期間中に限り、意見書を提出することができます。詳しくはお問い合わせください。

◆縦覧期間

3月17日(月)から4月1日(火)まで
(土日祝日を除く。)

午前8時30分から午後5時15分まで

◆縦覧場所

大島総合支所(大島庁舎1階) および上下水道課(久賀東庁舎2階)

◆問い合わせ

〒742-2301 周防大島町大字久賀 4799-1
周防大島町 環境生活部 上下水道課
☎0820(79)1011

お元気ですか?
こちらは 社会福祉士です

一人ひとりができることを!
みんなで高齢者を見守りましょう

ひとり暮らしの高齢者や認知症高齢者は年々増えています。こうした中、家族や友人が身近におらず緊急時の対応が遅れてしまう心配や、悪質な訪問販売、虐待被害などに遇う問題も生じています。そのため、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、家族や親族のみならず、地域全体で見守り、支える体制が必要となつていきます。

○見守りの方法

①緩やかな見守り

近隣住民のみなさんや民間事業者が日常生活、日常業務の中で緩やかに行う見守り活動。

②担当による見守り

定期的な安否確認や声かけが必要な人に対して、民生委員や福祉員、老人訪問員等が行う見守り活動。

③専門的な見守り

認知症、虐待などの対応が困難なケースに対して、地域包括支援センターや居

周防大島町社会福祉士

岩崎 絢子

(介護保険課 地域包括支援センター)

宅介護支援事業者、警察署等が専門的な知識や技術を持つて行う見守り。

◆地域での見守りのポイント

高齢者を地域全体で支えるには、普段のさりげない見守りが重要です。そのため、「おはようございます!」「こんにちは!」「寒いですがお元気ですか?」といった挨拶や気軽な声かけなど、適度な距離を保った見守りを心がけましょう。

○気がかりな高齢者はいませんか?

- ・郵便物や新聞が郵便受けにたまっている
 - ・家を訪ねても顔を出してくれない
 - ・服装が不自然なまま外出している等
- 近所に住んでいる高齢者について、日常生活の中で「あれ?」「おかしいな?」という小さな気づきがとても大切です。
- ◆高齢者に気がかりなことを感じたら
家庭訪問等により高齢者の状況を把握し必要な支援を行いますので、地域包括支援センターにご連絡下さい。

◆問い合わせ

介護保険課 地域包括支援センター
(橋庁舎内)
☎0820(77)5506

3月	
21日(金)	休日在宅当番医〈野村医院☎76-0017〉
22日(土)	
23日(日)	休日在宅当番医〈嶋元医院☎74-2310〉 安下庄海の市〈10:00～14:00 橘グリーンパーク横〉 島くらす海そうじ〈8:00～9:00 白鳥ヶ浜〉 周防大島高校吹奏楽部定期演奏会 〈13:30～ 橘総合センター〉
24日(月)	
25日(火)	
26日(水)	
27日(木)	育児相談〈10:00～11:30 しまとびあスカイセンター〉
28日(金)	サザン・セト大島少年サッカー大会〈9:00～ 町内各会場〉
29日(土)	サザン・セト大島少年サッカー大会〈9:00～ 町内各会場〉
30日(日)	休日在宅当番医〈山中クリニック☎72-0152〉 サザン・セト大島少年サッカー大会〈9:00～ 町内各会場〉
31日(月)	
4月	
1日(火)	
2日(水)	育児相談〈10:00～11:30 東和総合センター2階和室〉
3日(木)	
4日(金)	こころの相談会〈10:00～12:00 久賀福祉センター〉 【申込先】健康増進課 健康づくり班 ☎77-5504

5日(土)	
6日(日)	休日在宅当番医〈嶋元医院☎74-2310〉
7日(月)	
8日(火)	
9日(水)	
10日(木)	
11日(金)	育児相談〈10:00～11:30 たちばなケアプラザ〉
12日(土)	
13日(日)	休日在宅当番医〈おげんきクリニック☎74-2490〉 春季剣道大会〈13:30～ 長尾八幡宮境内〉
14日(月)	
15日(火)	育児相談〈10:00～11:30 久賀福祉センター1階集会室〉
16日(水)	
17日(木)	
18日(金)	
19日(土)	
20日(日)	休日在宅当番医〈正木内科医院☎77-0021〉
健康相談などに関するお問い合わせ 健康増進課 ☎0820(77)5504	

●4月より総合支所での保健師による健康相談は中止し、相談は以下で行いますので、ご利用ください。
まずはお気軽に連絡をお願いします。

- ・母と子の健康づくり、成人の健康づくり、各種検診等について
健康増進課 健康づくり班 ☎0820(77)5504
- ・高齢者の健康や介護予防等について
介護保険課 地域包括支援センター ☎0820(77)5506

《4月の柳井健康福祉センター定例保健事業》

相談内容	実施日	時間
骨髄バンク登録検査	9日(水)	9:00～10:00
B・C型肝炎抗体検査	9日(水)	10:00～10:30
HTLV-1抗体検査	9日(水)	10:30～11:00

相談内容	実施日	時間
エイズ抗体検査	9日(水)	14:00～16:00
心の健康相談	15日(火)	13:00～14:00
思春期・ストレス相談	25日(金)	10:00～15:00

※相談・検査は事前に電話予約が必要です。 ◆問い合わせ 柳井健康福祉センター☎0820(22)3631

このコーナーはPDF版では掲載していません。

防災行政無線
 ・放送の内容確認は
 ☎0820(79)0898
 ・農協の放送に関する問
 い合わせは
 ☎0820(72)0100

人の動き (3月1日現在)

人口	18,445人	(34人減)
男(日本人)	8,379人	<small>〈人口増減内訳：日本人〉 増：出生 4人 転入 29人 小計 33人 減：死亡 40人 転出 27人 小計 67人</small>
女(日本人)	9,986人	
外国人	80人	(増減なし)
世帯数	10,006戸	(21戸減)

周防大島町交通事故発生状況 (平成26年1月末現在)

人身交通事故		
件数	死者	傷者
3	0	4
前年比		
-3	±0	-5

物損事故件数		
件数	前年比	増減
22		+4

このコーナーはPDF版では掲載していません。

受講生 募集

周防大島で農業を始めませんか

- 対象者 次のいずれかに該当する方
- ・将来周防大島で農業を営むことを希望する方
 - ・援農作業を希望する方
- 応募期限 4月14日(月) ※応募多数の場合は選考

○周防大島みかんいきいき営農塾

- ◆募集人員 50名程度 ◆参加費 8,000円
- ◆受講期間 平成26年5月～平成27年4月
毎月1回、第2火曜日予定
- ◆会場 大島柑きつ振興センター他
- ◆研修内容 みかん栽培、流通の仕組み等



○JA生き生き帰農塾

- ◆募集人員 30名程度 ◆参加費 8,000円
- ◆受講期間 平成26年5月～平成27年4月
毎月1回、第4水曜日予定
- ◆会場 JA山口大島久賀支所他
- ◆研修内容等 農業初心者向けに野菜・落葉果樹
等幅広い作物の栽培基礎等



■申し込み・問い合わせ 周防大島担い手支援センター ☎0820(79)1007